

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和元年9月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900011 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900015 号

第 1 結論

請求期間のうち、昭和 53 年 5 月から昭和 54 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 32 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 4 月に船を降りた後、実家のある A 市から B 市に転居した。勤務することになった B 市内の事業所では、厚生年金に加入させてもらえなかったため、国民年金に加入する必要があると思い、B 市役所で初めて加入手続を行った。請求期間に係る保険料についても、市役所で納付し、金額は、1 期分を納付するのに 1 万円あれば足りた記憶がある。請求期間後に A 市の実家に戻ったが、そこでも自分で手続を行い、保険料を納付していたので、請求期間について、調査した上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続については、B 市の国民年金被保険者名簿の作成年月日から、昭和 53 年 8 月頃に行われ、その際、昭和 53 年 5 月 1 日（昭和 61 年 11 月に船員保険の被保険者資格を喪失した昭和 53 年 4 月 14 日に訂正）に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられることから、請求期間当時の請求者の被保険者資格については、請求期間のうち、昭和 53 年 5 月から昭和 54 年 3 月までが国民年金の被保険者とされており、請求者は当該期間の保険料を納付することが可能であった。

また、請求期間は 12 か月と短期間であるほか、請求期間後の国民年金加入期間において、保険料の未納はなく、請求期間直後については、請求者の陳述するとおり、A 市において、国民年金の住所変更手続が適切に行われた上で、保険料が納付されていたことが確認できることから、請求者の保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、請求者が加入手続を行ったとする契機に関する陳述は、請求期間当時、勤務していた事業所では厚生年金に加入させてもらえなかったため、国民年金に加入する必要があると思い加入手続を行ったと具体的であるほか、保険料を納付したとする市役所について、B市は、昭和47年7月より市役所庁舎内の金融機関での保険料の納付が開始された旨回答しており、納付したとする保険料の金額は、請求期間当時の保険料額及び納付周期と照らし合わせるとおおむね一致していることを踏まえると、納付意識の高かった請求者が、短期間である請求期間のうち、昭和53年5月から昭和54年3月までの保険料を納付していたと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち、昭和53年5月から昭和54年3月までの保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち、昭和53年4月については、現在、オンライン記録では国民年金の被保険者期間とされている。これは、上述の加入手続の際、請求者の被保険者資格取得日は昭和53年5月1日とされていたところ、昭和61年11月に請求者の被保険者資格に係る記録整備が行われ、昭和53年5月1日の取得日が、船員保険の被保険者資格を喪失した昭和53年4月14日に訂正されたためであり、この記録整備が行われるまで、請求期間のうち、昭和53年4月について、請求者は国民年金の被保険者として取り扱われていなかったものと考えられ、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者が、昭和53年4月の保険料を納付したとする事情は見いだせない。

さらに、請求者が請求期間のうち、昭和53年4月の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち、昭和53年4月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900031 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900014 号

第 1 結論

平成 3 年 3 月及び同年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 40 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 3 年 3 月及び同年 4 月

私は、最初に就職した会社を退職する際に、会社からオレンジ色の手帳をもらい、退職後は、自分で国民年金を納付するように指導されたので、A 市 B 区役所で加入手続きを行い、送付されてきた納付書を用いて保険料を納付した。以後、再就職した会社を退職した都度、区役所で手続きを行い、保険料を納付したが、請求期間も同様だと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は 2 か月と短期間であるほか、オンライン記録によると、請求者の所持する年金手帳記載の国民年金手帳記号番号に係る被保険者資格を取得する最初の事務処理は、平成元年 8 月（資格取得日は、直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年 7 月 1 日）に行われ、この頃に請求者の加入手続きが行われたものとみられる。その後、請求者は厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、国民年金の被保険者資格を喪失したところ、平成 5 年 3 月に、直前の厚生年金被保険者資格を喪失したことによる国民年金の被保険者資格の再取得並びに請求期間に係る被保険者資格を取得及び喪失する記録整備が行われたことが確認できることから、この記録整備時点において、請求者は請求期間の保険料を、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、請求者の主張は、請求期間直前の事業所を退職した直後に、請求期間に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料もその都度納付したとの主張であるところ、当時居住していた A 市は、当時の資料はなく不明と回答しているほか、上述のとおり、請求期間に係る被保険者資格については、平成 5 年 3 月の記録整備において記録追加されたものであることから、請求者が、請求期間当時に加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付したと推認する事情を見いだせない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して可能性のある読み方等を考慮して確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間から平成5年3月の記録整備までにおいて、氏名及び住所地についての変更はなく、国民年金に係る事務の管轄も変わっておらず、請求期間当時、別の国民年金手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられることを踏まえると、請求期間当時、請求者が別の国民年金手帳記号番号を用いて、請求期間の保険料を納付したと推認することはできない。

さらに、上述のとおり、請求期間の保険料については、平成5年3月の記録整備時点において、過年度保険料として遡って納付することが可能であったものの、請求者の主張は請求期間当時に手続を行い、保険料を納付したとするものであるほか、オンライン記録によると、当該記録整備以後の保険料の納付については、平成5年3月の保険料が、過年度保険料として平成5年8月5日に収納された記録が確認でき、この頃に、請求者が当該記録整備以後の保険料の納付を開始した状況がうかがえるところ、この時点において、請求期間の保険料は、既に2年の時効が経過しているため、請求者は、請求期間の保険料を遡って納付することはできず、これらのことを考え合わせると、請求者が請求期間の保険料を遡って納付したとまでは推認できない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1900038 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1900016 号

第 1 結論

昭和 43 年 3 月から昭和 45 年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 5 年生
住 所：

2 被保険者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 7 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 43 年 3 月から昭和 45 年 8 月まで

夫（訂正請求記録の対象者）の国民年金の加入手続については、夫自身が A 市役所において行い、保険料については、当時住んでいた B 町内の近所の人が市に委託され、毎月末日、自宅に集金に来てくれていたが、その人に義母が納付していた。その後、夫が厚生年金に加入することとなったため、私が、その人に、国民年金をやめる旨の話をした。資料として、義母が当時の支払を記入していた手帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい旨、訂正請求（1 回目）を行ったが、訂正をしない旨の決定をしたとする平成 31 年 2 月 14 日付けの通知を受け取った。

しかし、夫が自営で始めた事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 45 年 9 月 1 日に、他の従業員が厚生年金保険の被保険者となったことを知った。この時期に、私が、集金人に国民年金をやめる旨の話をしており、昭和 43 年 3 月から昭和 45 年 8 月までの保険料については、義母が納付していたことは間違いない。再度、請求期間を、昭和 43 年 3 月から昭和 45 年 8 月までの期間と変更し、訂正請求（2 回目）をするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求（訂正請求期間は昭和 43 年 3 月から昭和 53 年 1 月まで）については、i) 訂正請求記録の対象者、保険料を納付していたとする義母及び保険料の集金に来ていたとする集金人は、既に亡くなっており、訂正請求記録の対象者の

請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について聴取することができず、これらの詳細な状況は明らかでないこと、ii) 請求者から提出された手帳は1冊(1年分)のみであるところ、記載内容及び請求者の陳述から、当該手帳が使用された時期については、昭和40年代頃と推察されるものの、どの年に使用されたかまでは特定できないこと、iii) 上述のとおり、手帳は1冊(1年分)のみであり、請求者の当時の同居親族及び請求期間当時の国民年金の保険料額の推移等を踏まえて、記載された金額(5,110円)を検証したものの、内訳は不明であり、どの時期の国民年金の保険料が含まれているかまでは特定できない上、請求者は、当該手帳以外の資料は見付からないとしているほか、請求期間は119か月(約10年)と長期間であり、請求期間の保険料の全てにわたり記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いものと考えられることを踏まえると、請求者の主張どおり、請求期間の保険料全てが納付されていたとまでは推認できないこと、iv) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において、訂正請求記録の対象者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、確認を実施しても、訂正請求記録の対象者に対して、国民年金手帳記号番号(平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)が払い出された形跡は見当たらず、紙台帳検索システムにおいても、A市における訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないことから、請求期間について、訂正請求記録の対象者に係る国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていた形跡がうかがえないことなどから、既に平成31年2月14日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間について、夫が自営で始めた事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの昭和45年8月までは、国民年金の保険料を納付していたはずである旨主張して、請求期間を、昭和43年3月から昭和45年8月までの期間と変更し、2回目の訂正請求を行っているところ、本訂正請求における請求者の請求内容等に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含め、再度検討したものの、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。